

5月7日以降『はとがや保育園』園児の受入について

運営形態	← 園児受入の変更 →			← 縮小保育 → 【原則として自宅保育】			
	4/28	各申請書提出日 5/1	5/6	5/7	5/9	5/11	5/31
期間	はとがや保育園 自粛要請			自粛要請 延長		最小限に保育を縮小 <small>医療やインフラ等に従事する方のみを対象者を縮小</small>	
保育料	4/28	川口市の負担で返金 (日割り計算)		5/6	5/7	川口市で負担が出来ない場合は はとがや保育園の全額負担で返金 (日割り計算)	
給食費	川口市から補助を受けて返金 (日割り計算)						

※『縮小保育』については、今後の状況や行政の動向によって変更します。

- ① 期間の短縮や更なる延長。
- ② 措置の引下げ。 縮小保育 ⇒ 園児受入の変更 ⇒ 通常開園